

社会福祉法人 蓬 愛 会 定 款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 養護老人ホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 軽費老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ロ) 老人介護支援センターの経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 老人短期入所事業の経営
- (ホ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営
- (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ト) 小規模保育事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人蓬愛会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田字上ノ原1, 887番地4に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上9名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長は、その都度評議員の互選で定める。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額

- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上8名以内

(2) 監事 2名以上4名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、2名を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任

により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

第24条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第24条の2 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）、監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金20万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の22の2において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(顧問)

第25条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、評議員会及び理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応えとともに評議員会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

(職員)

第26条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選で定める。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田字上ノ原 1887 番地 4 所在の鉄筋コンクリート鉄骨造ルーフィング葺平家建特別養護老人ホーム而今荘建物 1 棟 (1,675.57 m²)
- (2) 特別養護老人ホーム而今荘の敷地 2 筆 (6,226 m²)
栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田字上ノ原 1887 番 4 の土地 4,945 m²
栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田字上ノ原 1886 番 1 の土地 1,281 m²
- (3) 栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田字上ノ原 1887 番地 5、1887 番地 6、1887 番地 4 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建老人デイサービスセンター梨里庵建物 1 棟 (313.73 m²)
- (4) 老人デイサービスセンター梨里庵の敷地 2 筆 (289 m²)
栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田字上ノ原 1887 番 5 の土地 170 m²

- 栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田字上ノ原 1887 番 6 の土地 119 m²
- (5) 栃木県さくら市下河戸字引田原 1941 番地 5、1941 番地 2、1941 番地 3、1941 番地 4、1942 番地、1943 番地所在の鉄骨・鉄筋コンクリート造スレート葺 2 階建特別養護老人ホームにこんきつれ荘、老人デイサービスセンターれんげの里及び老人介護支援センターにこん建物 1 棟 (2,585.69 m²)、鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建附属建物 1 棟 (56.00 m²)、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建附属建物 1 棟 (30.80 m²)、軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建附属建物 1 棟 (39.74 m²)、鉄骨造ルーフィング葺 2 階建附属建物 1 棟 (108.70 m²)
- (6) 栃木県芳賀郡芳賀町大字稲毛田字上ノ原 1887 番地 4 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建老人介護支援センター而今荘建物 1 棟 (97.82 m²)
- (7) 栃木県宇都宮市砥上町字南原 91 番地、89 番地 2、90 番地、90 番地 2、92 番地 1、57 番地所在の鉄筋コンクリート鉄骨造瓦葺 3 階建特別養護老人ホームケアプラザ而今、ケアハウスケアプラザ而今、老人デイサービスセンターケアプラザ而今及び老人介護支援センターケアプラザ而今建物 1 棟 (5,968.20 m²)、木造瓦葺平家建附属建物 1 棟 (129.31 m²)
- (8) 特別養護老人ホームケアプラザ而今、特別養護老人ホーム美渉、ケアハウスケアプラザ而今、老人デイサービスセンターケアプラザ而今及び老人介護支援センターケアプラザ而今の敷地 1 筆
(10,501.6 m²)
- 栃木県宇都宮市砥上町字南原 91 番の土地 3,226 m²
 栃木県宇都宮市砥上町字南原 89 番 2 の土地 1,809.77 m²
 栃木県宇都宮市砥上町字南原 90 番の土地 1,477 m²
 栃木県宇都宮市砥上町字南原 90 番 2 の土地 63.83 m²
 栃木県宇都宮市砥上町字南原 92 番 1 の土地 934 m²
 栃木県宇都宮市砥上町字南原 54 番 1 の土地 16 m²
 栃木県宇都宮市砥上町字南原 54 番 7 の土地 1,779 m²
 栃木県宇都宮市砥上町字南原 56 番の土地 340 m²
 栃木県宇都宮市砥上町字南原 57 番の土地 618 m²
 栃木県宇都宮市砥上町字南原 91 番 2 の土地 30 m²
 栃木県宇都宮市砥上町字南原 93 番の土地 208 m²
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業城下庵及び認知症対応型老人共同生活援助事業城下庵の敷地 1 筆 (783.47 m²)
- 栃木県さくら市喜連川字松並 3609 番の土地 783.47 m²
- (10) 栃木県さくら市喜連川字松並 3609 番地所在の木造かわら・亜鉛メッキ鋼板ぶき 2 階建小規模多機能型居宅介護事業城下庵及び認知症対応型老人共同生活援助事業城下庵建物 1 棟 (445.76 m²)
- (11) 栃木県宇都宮市陽東 3 丁目 4327 番地 4 所在の鉄筋コンクリート造・鉄骨造陸屋根・かわらぶき 6 階建養護老人ホームアオーラ而今、ケアハウスアオーラ而今建物 1 棟 (10,221.72 m²)、鉄骨かわらぶき 2 階建附属建物 1 棟 (320.93 m²)、木造陸屋根平家建附属建物 1 棟 (3.31 m²)
- (12) 栃木県さくら市喜連川字漆房 807 番地 4、831 番地 4 所在の鉄骨造かわらぶき・陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 2 階建特別養護老人ホーム而今桜建物 1 棟 (2,235.34 m²)

- (13) 栃木県宇都宮市砥上町字南原 54 番地 7、56 番地所在の鉄骨造陸屋根 3 階建特別養護老人ホーム美渉建物 1 棟 (2,691.03 m²)
- (14) 特別養護老人ホームカルペ而今の敷地 4 筆 (1,553.88 m²)
- 栃木県宇都宮市砥上町字南原 54 番 2 の土地 98.41 m²
- 栃木県宇都宮市砥上町字南原 54 番 5 の土地 302.47 m²
- 栃木県宇都宮市砥上町字南原 54 番 6 の土地 361 m²
- 栃木県宇都宮市砥上町字南原 58 番 2 の土地 792 m²
- (15) 栃木県宇都宮市砥上町字南原 54 番地 2、54 番地 5、54 番地 6、58 番地 2 所在の鉄骨造陸屋根 3 階建特別養護老人ホームカルペ而今建物 1 棟 (2,413.67 m²)
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 40 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

- 第 33 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を得て、栃木県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、栃木県知事の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

- 第 34 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第 35 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

（種別）

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 栃木介護福祉士専門学校の経営
- (2) 地域包括支援センターの経営
- (3) 福祉サービス第三者評価機関等の経営
- (4) 診療所の経営
- (5) 地域福祉支援事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第8章 解散

（解散）

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解

散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、栃木県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を栃木県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人蓬愛会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款にもとづき、役員の選任を行うものとする。

理事長 石川 渉

理 事 石川 ミチ

理 事 板山 賢治

理 事 石橋 俊一

理 事 佐藤 一三

理 事 綱川 芳宏

理 事 杉田 佳子

監 事 湯沢 勝雄

監 事 佐藤 干城

改正

昭和62年11月5日一部改正する。

昭和63年2月22日一部改正する。

昭和63年11月4日一部改正する。

平成3年2月9日一部改正する。

平成6年5月31日一部改正する。

平成8年3月27日一部改正する。(基本財産の増加)

平成8年3月27日一部改正する。(老人介護支援センター而今荘の設置)

平成8年10月19日一部改正する。
平成9年3月24日一部改正する。
平成9年5月17日一部改正する。
平成10年5月20日一部改正する。
平成10年7月31日一部改正する。
平成11年11月30日一部改正する。
平成12年3月30日一部改正する。
平成12年5月29日一部改正する。
平成13年3月29日一部改正する。
平成13年5月30日全部改正する。
平成19年5月22日一部改正する。
平成19年8月30日一部改正する。
平成20年2月18日一部改正する。
平成20年5月29日一部改正する。
平成22年3月3日一部改正する。
平成23年9月15日一部改正する。
平成25年3月29日一部改正する。
平成26年4月17日一部改正する。
平成27年11月2日一部改正する。
平成28年7月21日一部改正する。
平成28年8月26日一部改正する。
平成29年2月16日一部改正する。
平成29年3月23日一部改正する。
令和元年7月9日一部改正する。
令和2年7月3日一部改正する。
令和3年7月8日一部改正する。